国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」
平成 20 年度有償利用テーマの募集案内

〔利用対象期間：平成 20 年 6 月～平成 21 年 3 月末〕

平成 19 年　11 月
宇宙航空研究開発機構

１．はじめに

「きぼう」の利用に係る費用を利用者が負担することで、商業利用など利用者の自由な発想で「きぼう」を利用いただき、利用者が当該利用成果を独占的に取得できる、「きぼう」有償利用の利用テーマを下記のとおり募集いたします。

２．募集内容

（１）名称

平成 20 年度「きぼう」有償利用テーマ

（２）利用対象期間

平成 20 年（2008 年）6 月～平成 21 年（2009 年）3 月末までの間

（３）実施場所／利用空間

国際宇宙ステーション（以下、「ISS」）の一部である「きぼう」船内実験室

※「きぼう」船内実験室の主要仕様は次の URL をご参照ください。
（URL　http://kibo.jaxa.jp/about/kibo/jpm/）

（４）配分可能なリソース等

① 宇宙飛行士による作業時間

平成 20 年（2008 年）6 月～平成 21 年（2009 年）3 月末までの間で最大２時間。

※ 平成 20 年 6 月～9 月まで 1 時間、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月までの間に 1 時間となります。但し、現在の運用スケジュールに基づきます。

※ このうち、平成 20 年 10 月～平成 21 年 1 月の間（暫定）であれば、JAXA 宇宙飛行士の作業時間 30 分を配分可能です。

② 持ち込む資材・機器（以下、「機材等」）の「きぼう」への打上げ及び地上への回収

下記の打上げ及び回収機会と重量を想定しています。

・ロシアプログレス　(2008 年 8 月予定)　：打上げ 1kg
・米国スペースシャトル　(2008 年 9 月予定)　：回収 1kg
・米国スペースシャトル　(2008 年 11 月予定)　：打上げ 1kg
・米国スペースシャトル　(2009 年 3 月予定)　：回収 1kg

※ 軌道上及び射場に新たに持ち込む機材等については、JAXA 及びロシア宇宙庁または NASA による安全審査に合格する必要があります。

※ 打上げの約 2 ヵ月前には、NASA に機材等を引き渡すこととなります。回収する機材等については、搭載機の帰還後、現地にて利用者に引き渡すことができる予定です。

※ 地上と ISS 間の物資輸送サービスについては、利用者が独自に調達することも可能です。

③ 電力及び「きぼう」－「地上（つくば)」間のデータ通信

・ 提案内容に応じ、使用可能な電力・通信量を個別に調整いたします。
・ 機材等の運転や地上との交信に付随して必要となる電力・通信回線は、「きぼう」の能力の範囲で使用可能です。
・ データの引渡しは原則として JAXA 筑波宇宙センターで行います。
・ 高精細ビデオカメラ映像のような大容量映像データのリアルタイムダウンリンクは、映像データの受取り等に関し国際調整が必要となるため、ご希望に添えない場合があります。
・ 高精細ビデオカメラ映像のような大容量映像データを日本へ伝送する場合、日米間の国際データ回線の確保が必要となりますが、当該国際データ回線の確保については利用者の責任で実施いただきます。

④ 利用可能な JAXA 機材等

「きぼう」に搭載される下記のものが利用可能です。利用時間については別途協議させていただきます。

・ 高精細度テレビジョンカメラシステム（指向性マイクを含む）
・ 「きぼう」搭載の実験装置（SAIBO ラック、RYUTAI ラック）
  - 細胞培養装置（＊）
  - 流体物理実験装置（＊）
  - クリーンベンチ（＊）
  - 溶液結晶化観察装置（＊）
  - たんぱく質結晶成長実験装置（＊）
  - 画像取得処理装置

（＊）立ち上げ準備に時間を要するため、本装置の利用を応募する際

には詳細を問い合わせ願います。

⑤ ISS 上で使用することが可能な器具類
ISS 共通品　（例：デジタルスチルカメラ、ドライバー・レンチなどの一般工具類、作業用の台）
ただし、使用に当たっては、国際間のシェアリング調整が必要なため、ご希望にそえない場合はご了承ください。

（5）成果の取扱い

- 成果は利用者に帰属します。
- 当該有償利用で得られた映像については、著作権は利用者に帰属します。ただし、JAXA は、JAXA による技術検証及び広報目的の利用に限り、その映像を無償で使用できることとします。広報目的の利用にあたっては、その時期・方法について利用者と協議します。
- JAXA においても、有償利用のために ISS で撮影された映像（元映像）を保管し、安全上必要な技術検証を行うことができることといたします。
- 宇宙飛行士が被写体となっている映像（第 5 項参照）に関しては別紙の条件によりますことをご了承ください。

3．応募資格

応募者は、下記の要件を満たす者とさせていただきます。

① 有償利用及び関連する調整を、自社事業によりまたは専門業者への委託により実施できること。
② 日本の機関、法人、団体及び日本国籍を有する者。
※ なお、利用者の一部に外国の機関等が含まれている場合は、個別に調整させていただきます。

4．制約条件等

応募にあたり、次の制約条件等について十分ご理解願います。

① 平成 20 年度において実現可能な提案内容であること（対 NASA、JAXA などとの諸手続きにおいて必要となる作業が実施可能であること）
② 「きぼう」、ISS、輸送機及び利用にかかるすべての関連施設等を損傷する及び宇宙飛行士に危害を与える可能性がないこと
③ 次に該当しないこと
(ア)法令、公序良俗に反するもの又はそれらのおそれのあるもの

(イ)青少年保護及び健全育成の観点から不適切なもの
(ウ)消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
(エ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
(オ)政治性又は宗教性のあるもの
(カ)国際関係を悪化させるおそれのあるもの
(キ)ISS、「きぼう」、JAXA 及び宇宙飛行士のイメージを低下させるもの
(ク)その他、「きぼう」の利用の観点から不適当と認められるもの

④ 選定された利用者は、ISS 計画のスケジュールの変更等により当初予定された期間に利用を実施できない場合があることを了承願います。利用者が希望される場合、JAXA は利用者と協議の上、後続の期間中に優先的に必要な利用機会を配分することといたします。

⑤ 利用時期の遅延・中止に伴う利用者側の損害に対して JAXA は賠償義務を負いません。

⑥ ISS 計画の当事国及びその関係者に対する損害賠償責任に係る相互放棄を受諾いただきます。

5．宇宙飛行士の映像等

JAXA 宇宙飛行士を被写体とする映像撮影が可能となります（JAXA 以外の宇宙飛行士を被写体とする撮影はできません)。映像の撮影とその利用に関する条件は、別紙をご参照ください。

6．作業分担・資金負担

JAXA：

①利用者が必要とする利用リソースの提供を行う。

②国際取決め上 JAXA の責任とされる作業（国際計画調整、安全性・搭載性審査、打上げ判断、ペイロードの実運用等）を実施する。

注：「利用リソース」には、軌道上での宇宙飛行士作業時間、利用に係る電力、通信（リアルタイムダウンリンク含む)、打上げ／回収の質量や容積を含む。

利用者：

① 利用リソース使用料の支払い（利用者の価値判断による金額を提案ください。）

② 上記 JAXA が実施する支援作業の実費相当額の支払い（JAXA 見積りに拠る。応募にあたり概算見積りを希望される方は、第 9 項④に定める期日ま

でにお申し込みください。）

③ 上記 JAXA が実施する作業以外の作業を自己負担にて実施（利用計画の作成、利用準備等）。但し、当該作業を専門業者に委託することも可。

JAXA 作業、利用者作業の詳細は別添１を参照ください。

７． 選定方法／選定手続

(1) 応募テーマに対する一次評価として、JAXA が下記について評価します。

- 応募資格への適合性
- 経済的能力・実施体制・技術的実現性の観点での実施可否（準備スケジュール及び下請け業者の実施体制・技術的能力も評価対象）

(2) JAXA が設置する外部委員による評価委員会が、上記一次評価を通過した提案について、本資料第 4 項の制約条件③の観点を踏まえ、利用内容として相応しいものであるか評価します。この評価を通過した提案の中から、利用者が必要とする利用リソースの種類と量に基づき、実施可能なテーマ（複数のテーマの組合せの場合もあり）の中で利用リソース使用料が最大となるものが、評価委員会の評価結果として JAXA に提出されます。

(3) JAXA は、同評価結果を確認の上、選定結果とします。

※ 外部評価委員会による評価を通過した提案のうち、最終的に選定されなかった提案をバックアップテーマとして通知いたします。平成 20 年度有償利用テーマの利用対象期間中に、万が一リソースに空きが生じた場合には、バックアップテーマとして通知された応募者に利用の打診をすることがございます。ただし、このバックアップテーマは、平成 21 年度の有償利用テーマの利用対象期間には適用されませんので、ご注意ください。

８． リスクについて

- JAXA は本契約に基づく活動に伴う利用者の経営的リスクは負いません。
- ISS 計画の変更に伴い、利用時期の変更・中止等が生じる可能性があるため、それに伴うリスクについて了解願います。

９． 募集から選定までの流れ

①	公募通知	平成 19 年 11 月 14 日（水）
②	説明会	平成 19 年 11 月 19 日（月）
③	質問受付締切	平成 19 年 11 月 28 日（水）正午

④ JAXA 実費概算見積受付締切　　平成 19 年 11 月 30 日（金）正午
⑤ 質問回答予定　　平成 19 年 12 月 7 日（金）
⑥ JAXA 実費概算見積回答予定　　平成 19 年 12 月 7 日（金）
⑦ 応募締切　　平成 19 年 12 月 14 日（金）正午必着
⑧ 利用テーマ選定内定者の最終意志確認　　平成 20 年 1 月中旬
⑨ 利用テーマ選定結果通知　　平成 20 年 1 月下旬

１０．　選定から利用終了までの流れ

① 利用テーマ選定結果通知　　平成 20 年 1 月下旬
② 有償利用契約の締結　　平成 20 年 1 月下旬以降
③ 継続的な技術調整
④ 搭乗員訓練
⑤ 安全審査　　打上げ前 3 ヶ月
⑥ 射場への輸送と打上げ準備作業
⑦ 打上げ
⑧ 利用
⑨ 回収
⑩ 回収試料等の引渡し
⑪ 利用終了

１１．　応募方法

(1) 申込書の提出

応募者は、下記の応募書類に必要事項をご記入の上、応募先に郵送でお送りください。

＜応募書類＞

① 応募申込書（様式１）

※ 複数の利用テーマを応募する場合は、テーマごとに「必要とするリソースの種類と量」及び「利用リソース使用料」について作成してください。以下の②③の書類も同様にテーマごとに作成してください。

② 企画提案書（様式２）
③ 企画提案サマリー（様式３）

※ 外部委員による委員会での評価（第 7 項(2)）における、主たる資料とさせていただきます。必要に応じ、宇宙飛行士の映像等の撮影に関する提案については、様式４もあわせてご提出ください。

④ 応募者の所属する組織の状況・活動が分かる書類等（会社概要等）

(2) 応募受付期間

平成 19 年 11 月 14 日（水）～12 月 14 日（金）正午必着

(3) 応募・お問い合せ先

応募書類の提出及びお問い合わせは、以下の「きぼう」有償利用公募事務局にお願いします。

〒305-8505 茨城県つくば市千現２－１－１ 筑波宇宙センター 宇宙航空研究開発機構（JAXA） 有人宇宙環境利用プログラムグループ　企画推進室　業務課内 「「きぼう」有償利用公募事務局」 電子メール　kibo-business@jaxa.jp TEL：029-868-3041（平日　10：00～12：00　14：00～17：00） FAX：029-868-3951 ホームページ　http://kibo.jaxa.jp/archive/2007/10/business.html

(4) 提案内容に対する照会

ご提出いただいた応募書類の評価の過程で、JAXA より応募者に対し、その内容について詳細な情報の提出を追加で求める場合がございます。

(5) 応募書類の取り扱い

- 応募書類は返却いたしません。
- 応募書類は秘密として取扱い、本有償利用テーマ選定のためだけに使用します。
- 応募書類の変更・差し替えは認めません。但し、作業内容等の認識の間違い等を JAXA からの指摘された場合は、書類の差し替えを行うことができることとします。

(6) 個人情報の取り扱い

個人情報については、「きぼう」の有償利用の選定目的以外には使用いたしません。

１２．　参考資料

(1) 契約書ドラフト　　（参考１）（参考２）

(2) 利用に際し必要となる文書等については、平成 19 年 11 月 20 日以降閲覧できる予定にしております。閲覧方法については別途ホームページ等でお知らせいたします。

【参考情報】

平成 21 年（2009 年）4 月～平成 22 年（2010 年）3 月末までの利用対象期間に関する有償利用テーマの募集については、平成 20 年（2008 年）4 月以降に公募する予定です。なお、本情報はあくまで参考としてご提示するものであり、今回の公募において、この期間の利用提案をいただいても、選定の対象とはなりません。

＊配分予定のリソース

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月の間（詳細な時期は JAXA と調整）

・宇宙飛行士による作業時間：最大約 7 時間（想定値）

・持ち込む機材等の JEM への打上げ及び地上への回収

打上げ・回収各最大約 15kg（想定値）（*1）

（*1）地上と ISS 間の物資輸送サービスについては、利用者が独自に調達することが可能。

別紙

JAXA 宇宙飛行士の映像撮影とその利用に関する条件

① JAXA 宇宙飛行士を被写体とする映像の内容については、JAXA 宇宙飛行士のイメージや品位を損なわないものであることを条件といたします。また、JAXA 宇宙飛行士は以下のような動作等を行わないものといたします。

- 商品名、企業名及び団体名を言及すること。文字等により表現する場合も含む。
- 特定の商品、企業及び団体に関して直接的に推奨すること。商品を手にしたり、企業ロゴを着用すること等を含む。

② 機構は、上記①の観点から、企画提案書及び契約書に添付される利用計画書を通じ、映像の内容を確認します。この確認を得なければ宇宙飛行士の映像の撮影はできません。

③ ISS で撮影された映像（「元映像」と言います。）又は元映像に編集・加工等を施したもの（「編集映像」と言います。）の利用を行うにあたっては、一般に公表する前に、機構の承諾を受けることを条件といたします。機構は編集映像について、提案内容と一致しており宇宙飛行士のイメージや品位を損なわないかとの観点から、修正を求めることができるものとします。

④ 映像の利用にあたっては、③の条件に加え、利用の形態に応じ以下のとおり制限を設けさせていただきます。

- テレビ・インターネット等による元映像又は編集映像のコマーシャル放映の場合の利用期間は、映像取得後一年を上限といたします。一年以上の利用については、別途協議させていただきます。
- その他の形態については、別途制限を定めますのでご了承ください。

⑤ 編集映像に JAXA 宇宙飛行士であることを表示する場合の表示の方法は、別途定めます。

⑥ JAXA 宇宙飛行士の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）を商品に使用することはできません。

⑦ 二次利用（※）を行う場合には、当該二次利用に係る利用目的・内容等について、事前に機構の審査を受け、了承を得ることを条件といたします。また、

二次利用に係る条件（利用期間等の制限、使用料の支払い等）は、別途定めることといたします。

※　当初利用（有償利用テーマの企画提案及び機構との内容協議により得られた元映像及び編集映像の利用）と利用方法、公表方法、利用期間等の形態の異なる利用

⑧ 利用者は、JAXA の同意なく、第三者に対して、JAXA 宇宙飛行士の映像の使用を許諾することはできません。

⑨ JAXA 宇宙飛行士の声についても、映像（肖像）に準じた取扱いとさせていただきます。

別添１

JAXA 作業の概要

［JAXA 作業］以下は JAXA が実施する作業であり、JAXA は利用者から作業にかかる実費を徴収する。

100　利用計画調整に係る業務
利用者に対するヒアリングと提案内容に関する調整を行う。提案者が作成する利用計画を踏まえ、「きぼう」の利用機会を確保するための国際間の計画調整を実施する。

200　持ち込み品に対する安全性・適合性の確認
利用者が国際宇宙ステーションに持ち込んで使用する物品の安全性と国際宇宙ステーションへの適合性について確認を行う。

300　運用のために必要な文書類の作成、運用に向けた準備状況の確認
利用者が提出する宇宙飛行士や運用管制要員が実施する作業要求源泉を確認し、運用手順の文書を作成し、運用にむけた準備できていることを確認する。

400　物品の打上前の最終確認
スペースシャトル（あるいはプログレス）で物品を打ち上げてもらう場合、NASA（あるいはエネルギア）の職員の立会いの下引渡し前の物品の最終確認を実施する。

500　宇宙飛行士の訓練機会の設定
「きぼう」で実施する作業について、宇宙飛行士を教育・訓練するための機会を提供する。

600　運用の実施
提案された企画を「きぼう」で実施する。また、そのために必要な地上設備への計画データの入力および実際の運用管制業務を行う。

別添１

利用者作業の概要

［利用者作業］以下は利用者が自ら実施しなければならない作業である。ただし、別途契約により専門業者に委託可能である。

100　利用計画調整のための源泉情報の提示
JAXA が行う利用機会確保のための国際調整に必要となる源泉情報を含む利用計画書を作成し、JAXA に提出する。

200　持ち込み品の各種試験の実施と安全審査等への対応
国際宇宙ステーションで使用する物品の安全性・適合性に係る各種試験（オフガス試験、可燃性試験等）を行うとともに、JAXA および NASA の安全審査への対応（資料作成、審査受審）と運用上必要なデータ（全体画像、物品番号）の登録・管理を実施する。

300　運用のために必要な文書類の作成
宇宙飛行士や運用管制要員が実施する作業手順の源泉となる文書（シナリオ、運用要求書など）を作成する。

400　物品の射場への輸送と打上前・後の作業の実施
国際宇宙ステーションに打ち上げる物品を米国（あるいはロシア/カザフスタン）に輸送し、打上げのための準備作業を行ったうえで NASA（あるいはエネルギア）による最終確認に対応する。また、回収品がある場合は、回収品の搭載機の帰還現地で引取る。

500　宇宙飛行士に対する訓練の実施
「きぼう」で実施する作業について、宇宙飛行士に教育・訓練を行う。また、そのために必要な講義資料、操作手順、訓練モデル等を準備する。

600　地上設備の利用計画調整
JAXA 地上設備を使用するための利用計画の源泉資料を作成し、JAXA に提出する。

700　運用前後の作業
運用前に地上設備に入力しておく必要がある、運用シナリオ等の計画データを作成し、JAXA に提出する。実際の運用中は企画提案者として宇宙飛行士や管制要員の作業内容を確認し、運用後に映像データ、環境データ等の収集を行う。

様式１

（管理番号：　　）

平成 20 年度「きぼう」の有償利用テーマに係る応募申込書

平成　　年　　月　　日

宇宙航空研究開発機構
「きぼう」有償利用公募事務局　宛

応募者

所在地：
組織名：
氏　名：　　印

応募にあたっての担当連絡先

部署名：
氏　名：
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

JAXA が実施する平成 20 年度「きぼう」の有償利用テーマに係る募集に関し、当該募集案内に記載の条件、内容を了解した上で、下記利用テーマを企画提案書及び所属機関の概要説明資料等の応募書類を添えて応募いたします。

◇利用テーマ：

◇必要とするリソースの種類と量：

	リソース名称	利用時期	使用する量など
1			
2			

◇利用リソース使用料（提案価格）：

￥													

様式２

企画提案書記載項目

1. 利用テーマ

2. 実施体制・利用者

実施責任者および実施担当者の下記情報を所属組織毎に記述。

氏名、所属部署、電話、FAX、e-mail

分担内容

利用者（エンドユーザを含む）に関する情報もご記入ください。

3. 実施概要

(1) ねらい・目的

(2) 利用テーマの概要

(3) 成果の用途・活用方法

(4) 軌道上で必要な資材、機器（以下、「機材等」という）

① JAXA 機材等（軌道上の機材等）

高精細画像カメラ、「きぼう」搭載の実験装置、デジタルカメラの中から必要な機材を選択

② 利用者の持ち込む機材等

利用者が持ち込む機材等の概要説明

利用者が持ち込む機材等の主要諸元（重量、寸法、消費電力等）

打上重量/寸法、回収重量/寸法

打上時及び回収時の要求条件（温度、振動環境等特別な要求があれば）

(5) 軌道上での作業内容

① 実施手順

② 地上との交信

③ 宇宙飛行士の作業時間

④ JAXA 機材等および利用者持込み機材等の使用時間

⑤ ダウンリンクデータ

(6) 射場作業

利用者の持ち込む機材等の日本から射場まで/回収地点から日本までの輸送計画及び打上前後の射場での作業計画

(7) 地上と ISS 間の物資輸送サービスの調達

JAXA の有償利用提供枠を利用または自ら調達する。

4. JAXA 宇宙飛行士の映像の撮影及び利用計画

JAXA 宇宙飛行士の映像の撮影及び利用計画を可能な限り具体的に記述。

5. 作業計画

利用実施完了までの作業計画を添付して下さい。

（募集案内に記載されている、利用者作業の概要および JAXA 作業の概要に基づく利用者/JAXA の作業分担案、作業スケジュールおよび現状のステータス（実施済みのものがあれば）を含める。）

以上

様式 3

企画提案サマリー

利用テーマ	
提案者	
利用の目的	
利用テーマの概要	
成果の用途・活用方法	

様式４

宇宙飛行士の映像等の撮影及び利用計画

宇宙飛行士の映像を利用する企画の内容	
宇宙飛行士の映像のシナリオ及び宇宙飛行士に要求される動作等	
映像等の利用の計画（放映・映像プロダクト等の詳細、利用期間等）	

（参考１）

ＪＥＭの有償利用に係る契約書
（案）

目　　次

第１条　適用
第２条　利用者の責務等
第３条　ＪＡＸＡの責務
第４条　特約条項等
第５条　安全確保及びセキュリティ管理等に関する措置
第６条　ＪＥＭ利用リソース料金
第７条　ＪＥＭ有償利用サポート
第８条　施設への立入
第９条　打上げに供する物品のＪＥＭへの持込み
第１０条　本利用に必要な物品のＪＡＸＡ施設等への持込み等
第１１条　設備等の使用
第１２条　利用者の物品の損傷
第１３条　利用料の支払い
第１４条　下請け及び再委託
第１５条　担保の提供等の禁止
第１６条　国際宇宙ステーションの事由による利用の中止・延期
第１７条　ＪＡＸＡの事由による利用の中止等
第１８条　利用者の事由による利用の中止
第１９条　損害賠償の放棄
第２０条　契約違反による解除
第２１条　遅延利息
第２２条　成果の帰属等
第２３条　秘密の保持
第２４条　協議
第２５条　本契約の変更
第２６条　有効期間

別紙１　ＪＥＭ利用リソースの利用
別紙２　利用計画書
別紙３　ＪＡＸＡ宇宙飛行士の映像撮影・利用にあたっての条件
別紙４　民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に関する特約条項

ＪＥＭの有償利用に係る契約書（案）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「ＪＡＸＡ」という。）と、　　（以下「利用者」という。）とは、国際宇宙ステーションの日本実験棟（以下「ＪＥＭ」という。）の有償利用について次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（適用）

第１条　本契約は、利用者が、別紙１に定めるＪＥＭにおける利用リソース（以下「ＪＥＭ利用リソース」という。）を使用する場合について適用する。

（利用者の責務等）

第２条　利用者は、本契約及び本契約の一部を成す別紙２に定める「利用計画書」に従い、ＪＥＭ利用リソースを利用することができる。

２　利用者は、別に定めるＪＡＸＡが利用者に対して行うＪＥＭの有償利用に係る支援業務を除き、フライト機材等の準備、利用インテグレーション、試料輸送・射場作業、搭乗員への訓練などの一連の作業に関する資料作成、調整などの作業を行う。

３　本利用の実施により、利用者が第三者に与えた損害は、利用者が負担する。

４　利用者は、第４条（特約条項等）、第５条（安全確保及びセキュリティ管理等に関する措置）、第８条（施設への立入り）、第９条（打上げに供する物品のJEMへの持込み）、第１２条（利用者の物品の損傷）、特約条項第３条及び特約条項第４条において自らの下請け業者及びその他の契約者（以下「有償利用契約者」という）に対して措置すべき事項について、利用者がこれを怠ったことによりJAXAに生じた損害について、賠償の責めを負う。

（ＪＡＸＡの責務）

第３条　ＪＡＸＡは、ＪＥＭの利用に係る国際調整等において、利用者が本利用を行えるよう、ＪＡＸＡが進める各種宇宙実験等と本利用とのバランスに配慮しながら、所要の調整に努める。

（特約条項等）

第４条　利用者は、ＪＥＭ利用リソースの利用によりＪＡＸＡ宇宙飛行士を被写体とする映像を撮影する場合には、別紙３に定めるＪＡＸＡ宇宙飛行士の映像撮影・利用にあたっての条件を遵守しなければならない。

２　利用者は、別紙４に定める民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に関する特約条項に従わなければならない。

３　利用者は、前二項の義務について有償利用契約者に対しても遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

（安全確保及びセキュリティ管理等に関する措置）

第５条　利用者は、国際宇宙ステーション及びＪＥＭに関する安全確保及びセキュリティ管理等に関しては、本契約の他、別に定める国際的取り決め及びＪＡＸＡの規程で定められた事項、及びＪＡＸＡの指示に従って本利用を実施しなければならない。

２　利用者は、前項の義務について有償利用契約者に対しても遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

（ＪＥＭ利用リソース料金）

第６条　ＪＡＸＡは、利用者に対し、別紙１に定めるＪＥＭ利用リソースを利用できるようにし、利用者は、ＪＡＸＡに対し、その利用料金として、＿＿＿＿＿＿円（うち消費税＿＿＿＿＿円）（以下「利用料」という。）を支払う。

（ＪＥＭ有償利用サポート）

第７条　本利用に必要となるＪＡＸＡによる利用者への支援業務は、別途締結する契約においてその内容や金額を定める。

（施設への立入り）

第８条　本利用の実施に関して、利用者及び有償利用契約者がＪＡＸＡの施設に立ち入る必要が生じた場合は、ＪＡＸＡの指示に従うものとする。利用者は、有償利用契約者に対して、これを遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

（打上げに供する物品のＪＥＭへの持込み）

第９条　利用者は、本利用にあたり物品（別紙１に定めるＪＥＭ利用リソースの範囲内）をＪＥＭに持ち込む場合には、ＪＡＸＡ及び必要に応じ国際宇宙ステーション関係国の機関の許可を受けなければならない。この場合において、利用者は、当該物品等に係わる材料、構造、設計、使用リソース（冷却水、ガス、電力）等の技術情報を予めＪＡＸＡが指定する時期までにＪＡＸＡに提出し、安全審査、クルーによる確認等の所要の手続きを経なければならない。

２　利用者は、持ち込んだ物品を利用した後、回収、廃棄等必要な措置を講じなければならない。

（本利用に必要な物品のＪＡＸＡ施設等への持込み等）

第１０条　利用者は本利用にあたり必要となる地上試験装置等の物品をＪＡＸＡ施設、ＮＡＳＡ施設等へ持ち込む場合には、ＪＡＸＡ及び必要に応じ国際宇宙ステーション関係国の機関の許可を受けなければならない。

（設備等の使用）

第１１条　利用者は、本利用実施に必要な地上予備実験等を実施するため、筑波宇宙センターの施設設備（以下「設備等」という。）を利用する必要が生じた場合には、有償で利用することができる。

２　前項の利用は、ＪＡＸＡが定める施設設備利用許諾の手続きに従って行い、利用できる設備等の範囲、利用に係わる条件及び利用料金は、ＪＡＸＡが定める施設設備供用の基準に基づきＪＡＸＡが決定する。

３　利用者は、前項の条件及び利用料金等についてJAXAと別途契約を締結し、これに基づき施設等の使用料をJAXAに支払う。

（利用者の物品の損傷）

第１２条　ＪＡＸＡ及びＪＥＭの運用業務に従事する者は、ＪＥＭに持ち込む利用者の物品を、ＪＥＭへの搭載のために利用者からＪＡＸＡへ引渡した後に滅失又は損傷した場合、利用者に対し修補又は損害賠償の責を負わない。但し、ＪＡＸＡ及びＪＥＭの運用業務に従事する者の故意による場合を除く。

（利用料の支払い）

第１３条 利用者は、利用の終了後（＊平成21年度を予定）ＪＡＸＡの請求書発行の日の翌日から起算して３０ 日以内（以下「支払約定期間」という。）に第６条（ＪＥＭ利用リソース料金）に定める利用料を支払う。

（下請け及び再委託）

第１４条　利用者は、本利用の実施の一部を第三者に委託し又は下請けさせる場合には、当該第三者の行為は、すべて利用者の行為とみなす。

（担保の提供等の禁止）

第１５条 利用者は、ＪＥＭ利用リソースを担保に供してはならない。

２　利用者は、本契約によって生ずる債権債務又は本契約を譲渡してはならない。

（国際宇宙ステーションの事由による利用の中止・延期）

第１６条 ＪＡＸＡは、次の各号の一に該当する場合には、別紙２「利用計画書」で定めた期間中の利用者のＪＥＭ利用リソースの利用を中止又は延期（以下「中止等」という。）することができる。

（１）天災地変その他不可抗力により、ＪＥＭ利用リソースの利用が困難になった場合

（２）国際宇宙ステーション計画（ＪＥＭを含む。本条項において同じ）に変更があった場合

（３）国際宇宙ステーションの維持・運用のための技術的な事由により、利用の実施が困難になった場合

（４）国際宇宙ステーションにおいて、利用者が利用を予定する機材等の機能不全が発生し、利用の実施が困難になった場合

２ ＪＡＸＡは、前項によりＪＡＸＡがＪＥＭ利用リソースの利用の中止等を行った場合には、その後の対策について利用者と協議のうえ、利用者が希望する場合には後続の利用機会を優先的に配分する。ただし、原則として、中止等の時点で既に決定されている他の利用者の利用計画に先んじて

配分するものではない。

３　本条第１項によりＪＡＸＡがＪＥＭ利用リソースの利用の中止を行った場合には、利用者は、利用料の支払いを要しない。

（ＪＡＸＡの事由による中止等）

第１７条　ＪＡＸＡが前条第１項に定める事由以外の自らの事由によりＪＥＭ利用リソースの利用の中止等を行う場合は、前条第２項の定めに準じる。

２　前項によりＪＡＸＡがＪＥＭ利用リソースの利用の中止を行った場合には、利用者は、利用料の支払いを要しない。

３　利用者は、ＪＡＸＡが本条第１項により利用の中止を行った場合、違約金として利用料の１０％に相当する金額をＪＡＸＡに請求することができる。

（利用者の都合による中止）

第１８条　利用者は、利用者の事由によりＪＥＭ利用リソースの利用を中止することができる。

２　利用者が、利用者の事由によりＪＥＭ利用リソースの利用を中止した場合には、以下のとおり利用料をＪＡＸＡに支払う。

ｉ）　利用者が、利用計画書に定められた利用予定時期の６ヶ月前までに中止の申し入れをＪＡＸＡに行った場合、利用料の１０％を支払う。

ii）利用者が、利用計画書に定められた利用予定時期の６ヶ月前以降３ヶ月前までに中止の申し入れをＪＡＸＡに行った場合、利用料の５０％を支払う。

iii）利用者が、利用計画書に定められた利用予定時期の３ヶ月前以降にＪＡＸＡに申し入れを行った場合には、利用料の全額をＪＡＸＡに支払う。

（損害賠償の放棄）

第１９条　第１６条から前条までに定める利用の中止等の場合において、ＪＡＸＡ及び利用者は、故意によって引き起こされた損害を除き、その損害についての賠償請求権を相互に放棄する。

（契約違反による解除）

第２０条 利用者は、ＪＡＸＡが不正な行為をするなど本契約の重大な条件に違反した場合には、本契約を解除することができる。

２　ＪＡＸＡは、利用者が不正な行為をするなど本契約の重大な条件に違反した場合には、本契約を解除することができる。

３ 本条第１項により契約が解除された場合には、利用者は、利用料を支払うことを要しない。

４ 本条第２項により契約が解除された場合には、利用者は、利用料の全額を支払わなければならない。

５　利用者又はＪＡＸＡは、本条第１項又は第２項により本契約を解除した場合には、違約金として利用料の１０％に相当する金額を相手方に請求することができる。

（遅延利息）

第２１条 当事者の一方が、金銭債務を支払約定期間までに納付しないときは、当該債務額に、支払予定期間満了の日の翌日から納付がなされた日までの日数に応じ、年利６ ％を乗じて得られる額を、遅延利息として相手方に支払う。

（成果の帰属等）

第２２条 ＪＥＭ利用リソースの利用により得られた成果は、利用者に帰属する。

２ ＪＥＭ利用リソースの利用により撮影された映像の著作権は、利用者に帰属する。ただし、ＪＡＸＡは技術検証及び広報目的の利用に限り、無償で当該映像を利用できるものとし、その利用の詳細は別途協議して定める。

３ ＪＥＭ利用リソースの利用によりＪＡＸＡの宇宙飛行士を被写体とする映像については、宇宙飛行士の肖像権を考慮し、利用計画書に定める内容以外の利用を行う場合には、その利用の詳細（使用料等の協議を含める）を別途協議して定める。

（秘密の保持）

第２３条 利用者及びＪＡＸＡは、本契約の実施により得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

（１）相手方から知得する以前に、既に公知であるもの

（２）相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの

（３）相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（５）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料･情報でかかる事実が立証できるもの。

（６）相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの

（７）裁判所命令もしくは法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知しなければならない。

２ 利用者及びＪＡＸＡは、本契約の目的、性質に応じて、秘密保全に関する特約を付すことができる。秘密保全に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところに従い、秘密の保全を行わなければならない。

（協議）

第２４条 本契約書に定めのない事項及びこの契約書の定める事項について生じた疑義については、両者協議のうえ解決する。

（本契約の変更）

第２５条 本契約は、ＪＡＸＡ及び利用者の書面による合意によって変更することができる。

（有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から、平成２１年３月３１日（第１回有償利用期間終了時）または本契約に定める履行が終了するときまでとする。

２　第１項の規定にかかわらず、第４条（特約条項）、第２２条（成果の帰属等）及び第２３条（秘密保持）の規定は本契約の終了後についても有効とする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、ＪＡＸＡ及び利用者各１通を保有する。

平成２０年　月　日

ＪＡＸＡ　東京都調布市深大寺東町七丁目４４番地１
独立行政法人 宇宙航空研究開発機構
契約部長　　高橋　光政

利用者

別紙１

ＪＥＭ利用リソースの利用

１．利用者は、次のＪＥＭ利用リソースを利用できる。

	利用リソース	利用可能な最大量	備考
1	クルータイム	○○分	予定時期　　：○○分 予定時期　　：○○分 うち、日本人宇宙飛行士のクルータイム○○分を含む
2	打上げ重量	○○kg	
3	回収重量	○○kg	
4	○○装置	○○分	
5	○○装置等への電力の供給	○○kWh	
6	データ伝送	○○Byte	

注：表中１の利用に付帯して、筑波宇宙センターに設置されたＪＥＭペイロード運用システム（米国と筑波宇宙センターの間の通信回線を含む）のうち、ユーザ運用用としてＪＡＸＡが指定するものの利用を含む

利用者が使用する物品等

	物品名	使用場所	備考

別紙２

利用計画書

6.　利用テーマ(英文及び和文)

7.　実施体制（別紙に体制図を添付する）

・分担内容

8.　実施概要

(8)　目的及び取得したい成果

(9)　実施内容の概要

9.　作業計画

4.1　作業スケジュール

①　打上げ物品に関する打上げ計画、安全審査及びJEMへの適合性審査を実施するために必要なデータの提出時期（要すれば）（必要に応じ提出用のフォームを指定します。）

②　搭乗員への訓練実施時期

③　JAXAへの引渡し予定日（要すれば）（＊物品に対する賠償規定に関連する）

④　軌道上での実施予定時期（＊中止の場合の利用料計算に関連する）

4.2　射場作業

4.3　軌道上で必要な資材、機器

4.4　軌道上での作業スケジュール

4.5　地上とISS間の物資輸送の計画

10.　JAXA宇宙飛行士を被写体とした映像の撮影の有無（＊肖像権を考慮し、成果の利用に関連する）

11.　成果の使用計画（＊二次利用等、成果の利用に関連する）

別紙３

JAXA 宇宙飛行士の映像撮影とその利用に関する条件

⑩　JAXA 宇宙飛行士を被写体とする映像の内容については、JAXA 宇宙飛行士のイメージや品位を損なわないものであることを条件といたします。また、JAXA 宇宙飛行士は以下のような動作等を行わないものといたします。

- 商品名、企業名及び団体名を言及すること。文字等により表現する場合も含む。
- 特定の商品、企業及び団体に関して直接的に推奨すること。商品を手にしたり、企業ロゴを着用すること等を含む。

⑪　機構は、上記①の観点から、企画提案書及び契約書に添付される利用計画書を通じ、映像の内容を確認します。この確認を得なければ宇宙飛行士の映像の撮影はできません。

⑫　ISS で撮影された映像（「元映像」と言います。）及びそれを編集・加工等を行った映像（「編集映像」と言います。）の利用を行うにあたっては、一般に公表する前に、機構の承諾を受けることを条件といたします。機構は編集映像について、提案内容と一致しており宇宙飛行士のイメージや品位を損なわないかとの観点から、修正を求めることができるものとします。

⑬　映像の利用にあたっては、③の条件に加え、利用の形態に応じ以下のとおり制限を設けさせていただきます。

- テレビ・インターネット等による元映像又は編集映像のコマーシャル放映の場合の利用期間は、映像取得後一年を上限といたします。一年以上の利用については、別途協議させていただきます。
- その他の形態については、別途制限を定めますのでご了承ください。

⑭　編集映像に JAXA 宇宙飛行士であることを表示する場合の表示の方法は、別途定めます。

⑮　JAXA 宇宙飛行士の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）を商品に使用することはできません。

⑯　二次利用（※）を行う場合には、当該二次利用に係る利用目的・内容等について、事前に機構の審査を受け、了承を得ることを条件といたします。また、二次利用に係る条件（利用期間等の制限、使用料の支払い等）は、別途定めることといたします。

※ 当初利用（有償利用テーマの企画提案及び JAXA との協議、利用計画書を通じて得られた元映像及び編集映像の利用）と利用方法、公表方法、利用期間等の形態の異なる利用

⑰　利用者は、JAXAの同意なく、第三者に対して、JAXA宇宙飛行士の映像の使用を許諾することはできません。

⑱　JAXA宇宙飛行士の声についても、映像（肖像）に準じた取扱いとさせていただきます。

別紙４

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に関する特約条項

（総則）

第１条　利用者は、本契約の履行に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」（平成１３年条約第２号。以下「新協定」という。）に準拠して定めるこの特約条項に従わなければならない。

（定義）

第２条　この特約条項における用語の定義は次のとおりとする。

（１）「日本国政府」には、ＪＡＸＡを含む。

（２）「参加国」とは、ベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びに新協定第２５条３の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の国のうち、新協定が効力を生じた締約国、カナダ、ロシア連邦及びアメリカ合衆国をいう。「参加国」には、各参加機関の協力機関即ち、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁を、前段に掲げる欧州諸国政府については欧州宇宙機関を、ロシアについてはロシア航空宇宙庁を、また、アメリカ合衆国については航空宇宙局を含む。

（３）「参加主体」とは、カナダ政府、前号に掲げる欧州諸国政府及び新協定第２５条３の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の政府であって一の参加主体として集団的に行動するもの、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。

（４）「国際宇宙ステーション」とは、新協定付属書に掲げるすべての要素（新協定に定めるところに従い、発展を通じ国際宇宙ステーションに追加されるすべての能力を含む。）をいう。

（５）「関係者」とは、次の者をいう。

① 参加国又は日本国政府との契約者又はその再委託・下請契約者（あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。

② 参加国又は日本国政府にとっての利用者又は顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）

③ 参加国又は日本国政府にとっての利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）との契約者又はその再委託・下請契約者（あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。）

この（５）の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であって、上の①から③までのいずれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態に

より本条（７）に定義する「保護される宇宙作業」の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「再委託・下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

（６）「損害」とは、次のものをいう。

① 人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡

② 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失

③ 収入又は収益の喪失

④ 他の直接的、間接的又は二次的な損害

（７）「保護される宇宙作業」とは、新協定、了解覚書（国際宇宙ステーションのための協力に関するＮＡＳＡとカナダ宇宙庁との間、ＮＡＳＡと欧州宇宙機関との間、ＮＡＳＡと日本国政府との間及びＮＡＳＡとロシア航空宇宙庁との間の了解覚書をいう。）及び実施取決め（了解覚書を実施するためのＮＡＳＡと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決めをいう。）の実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、国際宇宙ステーション及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

① 打上げ機、移動機、国際宇宙ステーション、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、インテグレーション、運用又は利用

② 地上支援、試験、訓練、シミュレーション、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

なお、ここでいう「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体（若しくはその一部）であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。また、「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び国際宇宙ステーション上に搭載され又は国際宇宙ステーション上で使用されるすべての財産をいう。

「保護される宇宙作業」には、また、新協定に定めるところに従い、国際宇宙ステーションの発展に係るすべての活動を含む。

「保護される宇宙作業」には、搭載物を国際宇宙ステーションから回収した後に地上で行う活動であって、新協定の実施としての国際宇宙ステーション関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

（損害賠償に係る請求の放棄）

第３条　国際宇宙ステーションを通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国、日本国政府及び関係者による相互放棄を確立するという新協定第１６条の目的に鑑み、利用者は、「保護される宇宙作業」から生ずる損害についての請求であって、次の（１）から（３）までに掲げる者に対するものをすべて放棄しなければならない。但し、この放棄は、損害を引き起こした者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この放棄は、当該請求の法的基礎がいかなるものであるかを問わない。

（１）参加国
（２）参加国の関係者
（３）（１）又は（２）の被雇用者
２．前項の規定にかかわらず、この放棄は次の請求には適用しない。
（１）日本国政府又はその関係者に対する請求
（２）自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくはそれぞれの代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求
（３）故意によって引き起こされた損害についての請求
（４）知的所有権に係る請求
（５）参加国が責任に関する相互放棄を第４項に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求
３．この契約期間中に利用者に生じた損害については、この契約の終了後においても前二項の規定を適用する。
４．利用者は、この契約業務を第三者に再委託し若しくは下請させる場合又は第三者に本利用の有償利用サービスを提供する場合には、当該第三者との契約により、当該第三者に対し、この条において利用者がなすところと同じ内容の請求放棄を行うよう措置しなければならない。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しをＪＡＸＡに提出し、その確認を得なければならない。当該業務に関し更に再委託又は下請（あらゆる段階の再委託又は下請を含む。）が行われる場合には、本項第１文及び第２文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講じなければならない。
５．利用者は、第１項で放棄した請求についてＪＡＸＡに補償を求めない。

（データ及び物品の保護）
第４条　利用者は、参加主体がその協力機関を通じ新協定第１９条に基づき日本国政府に移転した技術データ及び物品（以下「技術データ等」という。）のうち、当該協力機関により輸出管理上又は所有権的権利上保護されるべき技術データ等について、日本国政府並びにその契約者及び再委託・下請契約者が当該技術データ等を利用するに当たっての具体的な条件を示すため、表示その他の方法による特別の指定（以下「表示等」という。）が行われているものを、この契約の目的のためにＪＡＸＡを通して二次的に移転されたときには、当該表示等に示されている条件に従って取り扱うものとし、また、次の（１）及び（２）に掲げる措置を講じなければならない。但し、利用者は、ＪＡＸＡから表示等が付されていない技術データ等の移転を受けた場合には、国内法令等によって別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく利用することができる。
（１）利用者は、技術データ等についての管理及び取扱い規則を定め、ＪＡＸＡの承認を得ること。
（２）利用者は、ＪＡＸＡから技術データ等の移転を受けた場合には、その都度、速やかに管理責任者並びに使用場所等、管理及び取扱いに必要な事項をＪＡＸＡに報告すること。
２．利用者は、表示等が付された技術データ等をこの契約の目的以外に利用、複写又は開示しようと

する場合、または、第三者に利用させようとする場合には、ＪＡＸＡを通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合に限り、これらのために技術データ等を利用できる。ここにいう「第三者」には、第５項に規定する再委託契約者及び下請契約者は含まない。

３．ＪＡＸＡは、第１項に定める利用者の義務の履行を確認するため、報告の徴収又は立入検査等の必要な措置をとることができる。この場合、利用者はこれに協力しなければならない。

４．利用者は、この契約の期間中にＪＡＸＡから移転を受けた技術データ等については、この契約の終了後においても、前各項の規定に従い取り扱うこととする。但し、ＪＡＸＡを通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合はこの限りではない。

５．利用者は、この契約業務を第三者に再委託し若しくは下請させる場合又は第三者に本利用の有償利用サービスを提供する場合には、当該第三者との契約により、この条において利用者について規定するところと同じ内容の義務を当該第三者が遵守するよう措置しなければならない。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しをＪＡＸＡに提出し、その確認を得なければならない。当該業務に関し更に再委託又は下請（あらゆる段階の再委託又は下請を含む。）が行われる場合には、本項第１文及び第２文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講じなければならない。

６．本契約における「宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文（昭和４４年７月３１日付）」等に基づきアメリカ合衆国から輸入した技術又は機器に関する秘密保全に関する規定は、新協定に基づき受領した技術データ等については適用しない。

（特約条項の優先）

第５条　この特約条項に本契約本文と異なる定めがある場合には、特約条項の定めるところによる。

（疑義等の解決）

第６条　この特約条項に定める事項について生じた疑義については、新協定の趣旨に則り、ＪＡＸＡ及び利用者が協議の上解決する。

（参考２）

ＪＥＭの有償利用の支援に係る契約書
（案）

ＪＥＭの有償利用の支援に係る契約書（案）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「ＪＡＸＡ」という。）と、○○○○（以下「利用者」という。）とは、利用者が日本実験棟（以下「ＪＥＭ」という。）の有償利用に関連し次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（適用）

第１条　本契約は、ＪＡＸＡと利用者が締結した「ＪＥＭ有償利用に係る契約書（以下「利用契約書」という）」第７条に基づき、利用者が有償利用を行うにあたって必要となるＪＡＸＡによる支援業務（以下「ＪＡＸＡ有償利用サポート」という）の実施について適用する。

（JAXA と利用者の責務）

第３条　ＪＡＸＡは、別紙に定めるＪＡＸＡ有償利用サポートを利用者の委託を受けて実施し、利用者はＪＡＸＡに対しＪＡＸＡ有償利用サポート料として＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税＿＿＿＿＿＿＿円）を支払う。

２　ＪＡＸＡ有償利用サポートは、利用契約書別紙２に定める利用計画の遂行のために実施されるものとする。

（情報の提供）

第４条 利用者は、ＪＡＸＡ有償利用サポートに必要なる情報を適時にＪＡＸＡに提出しなければならない。

（クロスウェーバー特約）

第５条 利用者は、ＪＡＸＡ有償利用サポートに関連し、別紙３の特約を遵守しなければならない。

（ＪＡＸＡ有償利用サポート料の支払い）

第６条 利用者は、別紙２に定める支払計画に従いＪＡＸＡの請求書発行の日の翌日から起算して３０ 日以内（以下「支払約定期間」という。）に第３条に定めるＪＡＸＡ有償利用サポート料を支払う。

（下請け及び再委託）

第7条 JAXAが、JAXA有償利用サポートの実施の一部を第三者に委託し又は下請けさせる場合には、当該第三者の行為は、すべてJAXAの行為とみなす。

（ＩＳＳの事由による利用の中止）

第８条 次の各号の一に該当する事項により、利用契約書に定める利用者のＪＥＭ利用リソースの利用を中止する場合には、利用者は、ＪＥＭ有償利用サポート料のうち中止の時までにＪＡＸＡが要し

た経費を支払う。

（１）天災地変その他不可抗力により、ＪＥＭ利用リソースの利用が困難になった場合

（２）国際宇宙ステーション計画（ＪＥＭを含む。本条項において同じ）に変更があった場合

（３）国際宇宙ステーションの維持・運用のための技術的な事由により、利用の実施が困難になった場合

（４）国際宇宙ステーション内において、利用者が利用を予定する機材等の機能不全が発生し、利用の実施が困難になった場合

（ＪＡＸＡの事由による中止）

第９条　利用者は、ＪＡＸＡが前条第１項に定める事由以外の自らの事由によりＪＥＭ利用リソースの利用の中止する場合は、ＪＥＭ有償利用サポート料の支払いを要しない。

（利用者の都合による中止）

第１０条　利用者は、利用者の事由によりＪＥＭ利用リソースの利用を中止する場合は、ＪＥＭ有償利用サポート料のうち中止の時までにＪＡＸＡが要した経費を支払う。

（損害賠償の放棄）

第１１条　第８条から前条までに定める利用の中止の場合において、ＪＡＸＡ及び利用者は、故意によって引き起こされた損害を除き、その損害についての賠償請求権を相互に放棄する。

（契約違反による解除）

第１２条 利用者は、ＪＡＸＡが不正な行為をするなど本契約の重大な条件に違反した場合には、本契約を解除することができる。

２　ＪＡＸＡは、利用者が不正な行為をするなど本契約の重大な条件に違反した場合には、本契約を解除することができる。

３ 本条第１項により契約が解除された場合には、利用者は、ＪＥＭ有償利用サポート料を支払うことを要しない

４ 本条第２項により契約が解除された場合には、利用者は、ＪＥＭ有償利用サポート料のうち解除の時までにＪＡＸＡが要した経費を支払わなければならない。

５　利用者又はＪＡＸＡは、本条第１項又は第２項により本契約を解除した場合には、違約金としてＪＥＭ有償利用サポート料の１０％に相当する金額を相手方に請求することができる。

（遅延利息）

第１３条 当事者の一方が、金銭債務を支払約定期間までに納付しないときは、当該債務額に、支払予定期間満了の日の翌日から納付がなされた日までの日数に応じ、年利６ ％を乗じて得られる額を、遅延利息として相手方に支払う。

（秘密の保持）

第１４条 利用者及びＪＡＸＡは、本契約の実施により得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

（１）相手方から知得する以前に、既に公知であるもの

（２）相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの

（３）相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（５）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料･情報でかかる事実が立証できるもの。

（６）相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの

（７）裁判所命令もしくは法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知しなければならない。

２ 利用者及びＪＡＸＡは、本契約の目的、性質に応じて、秘密保全に関する特約を付すことができる。秘密保全に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところに従い、秘密の保全を行わなければならない。

（協議）

第１５条 本契約書に定めのない事項及びこの契約書の定める事項について生じた疑義については、両者協議のうえ解決する。

（本契約の変更）

第１６条　本契約は、ＪＡＸＡ及び利用者の書面による合意によって変更することができる。

（有効期間）

第１７条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から、平成２１年３月３１日（第１回有償利用期間終了時）または本契約に定める履行が終了するときまでとする。

２ 第１項の規定にかかわらず、第１４条（秘密保持）の規定は本契約の終了後についても有効とする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、ＪＡＸＡ及び利用者各１通を保有する。

平成２０年　月　日

ＪＡＸＡ　東京都調布市深大寺東町七丁目４４番地１

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構

契約部長　　高橋　光政

利用者

別紙１

ＪＥＭ有償利用サポート

ＪＡＸＡは、次のＪＥＭ有償利用サポートを行う。

１．国際計画調整

２．安全性・搭載性審査

３．打ち上げ判断

４．ペイロードの実運用

別紙２

支払い計画書

利用者は、ＪＥＭ有償利用サポートについて以下のとおりＪＡＸＡに対し支払いを行う。

12．支払い時期(例)：

平成20年　○月　○日　(平成19年度実施分)　○○○○○○　円

平成20年　○月　○日　(平成20年度実施分その1)　○○○○○○　円

平成21年　○月　○年(平成20年度実施分その2)　○○○○○○　円

＊　消費税の取扱い確認

別紙３

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に関する特約条項

（総則）

第１条　利用者は、本契約の履行に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」（平成１３年条約第２号。以下「新協定」という。）に準拠して定めるこの特約条項に従わなければならない。

（定義）

第２条　この特約条項における用語の定義は次のとおりとする。

（１）「日本国政府」には、ＪＡＸＡを含む。

（２）「参加国」とは、ベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びに新協定第２５条３の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の国のうち、新協定が効力を生じた締約国、カナダ、ロシア連邦及びアメリカ合衆国をいう。「参加国」には、各参加機関の協力機関即ち、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁を、前段に掲げる欧州諸国政府については欧州宇宙機関を、ロシアについてはロシア航空宇宙庁を、また、アメリカ合衆国については航空宇宙局を含む。

（３）「参加主体」とは、カナダ政府、前号に掲げる欧州諸国政府及び新協定第２５条３の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の政府であって一の参加主体として集団的に行動するもの、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。

（４）「国際宇宙ステーション」とは、新協定付属書に掲げるすべての要素（新協定に定めるところに従い、発展を通じ国際宇宙ステーションに追加されるすべての能力を含む。）をいう。

（５）「関係者」とは、次の者をいう。

④　参加国又は日本国政府との契約者又はその再委託・下請契約者（あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。

⑤　参加国又は日本国政府にとっての利用者又は顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）

⑥　参加国又は日本国政府にとっての利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）との契約者又はその再委託・下請契約者（あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。）

この（５）の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であって、上の①から③までのいずれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態に

より本条（７）に定義する「保護される宇宙作業」の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「再委託・下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

（６）「損害」とは、次のものをいう。

⑤ 人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡

⑥ 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失

⑦ 収入又は収益の喪失

⑧ 他の直接的、間接的又は二次的な損害

（７）「保護される宇宙作業」とは、新協定、了解覚書（国際宇宙ステーションのための協力に関するＮＡＳＡとカナダ宇宙庁との間、ＮＡＳＡと欧州宇宙機関との間、ＮＡＳＡと日本国政府との間及びＮＡＳＡとロシア航空宇宙庁との間の了解覚書をいう。）及び実施取決め（了解覚書を実施するためのＮＡＳＡと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決めをいう。）の実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、国際宇宙ステーション及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

③ 打上げ機、移動機、国際宇宙ステーション、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、インテグレーション、運用又は利用

④ 地上支援、試験、訓練、シミュレーション、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

なお、ここでいう「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体（若しくはその一部）であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。また、「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び国際宇宙ステーション上に搭載され又は国際宇宙ステーション上で使用されるすべての財産をいう。

「保護される宇宙作業」には、また、新協定に定めるところに従い、国際宇宙ステーションの発展に係るすべての活動を含む。

「保護される宇宙作業」には、搭載物を国際宇宙ステーションから回収した後に地上で行う活動であって、新協定の実施としての国際宇宙ステーション関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

（損害賠償に係る請求の放棄）

第３条　国際宇宙ステーションを通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国、日本国政府及び関係者による相互放棄を確立するという新協定第１６条の目的に鑑み、利用者は、「保護される宇宙作業」から生ずる損害についての請求であって、次の（１）から（３）までに掲げる者に対するものをすべて放棄しなければならない。但し、この放棄は、損害を引き起こした者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この放棄は、当該請求の法的基礎がいかなるものであるかを問わない。

（１）参加国
（２）参加国の関係者
（３）（１）又は（２）の被雇用者
２．前項の規定にかかわらず、この放棄は次の請求には適用しない。
（１）日本国政府又はその関係者に対する請求
（２）自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくはそれぞれの代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求
（３）故意によって引き起こされた損害についての請求
（４）知的所有権に係る請求
（５）参加国が責任に関する相互放棄を第４項に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求
３．この契約期間中に利用者に生じた損害については、この契約の終了後においても前二項の規定を適用する。
４．利用者は、この契約業務を第三者に再委託し若しくは下請させる場合又は第三者に本利用の有償利用サービスを提供する場合には、当該第三者との契約により、当該第三者に対し、この条において利用者がなすところと同じ内容の請求放棄を行うよう措置しなければならない。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しをＪＡＸＡに提出し、その確認を得なければならない。当該業務に関し更に再委託又は下請（あらゆる段階の再委託又は下請を含む。）が行われる場合には、本項第１文及び第２文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講じなければならない。
５．利用者は、第１項で放棄した請求についてＪＡＸＡに補償を求めない。

（データ及び物品の保護）
第４条　利用者は、参加主体がその協力機関を通じ新協定第１９条に基づき日本国政府に移転した技術データ及び物品（以下「技術データ等」という。）のうち、当該協力機関により輸出管理上又は所有権的権利上保護されるべき技術データ等について、日本国政府並びにその契約者及び再委託・下請契約者が当該技術データ等を利用するに当たっての具体的な条件を示すため、表示その他の方法による特別の指定（以下「表示等」という。）が行われているものを、この契約の目的のためにＪＡＸＡを通して二次的に移転されたときには、当該表示等に示されている条件に従って取り扱うものとし、また、次の（１）及び（２）に掲げる措置を講じなければならない。但し、利用者は、ＪＡＸＡから表示等が付されていない技術データ等の移転を受けた場合には、国内法令等によって別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく利用することができる。
（１）利用者は、技術データ等についての管理及び取扱い規則を定め、ＪＡＸＡの承認を得ること。
（２）利用者は、ＪＡＸＡから技術データ等の移転を受けた場合には、その都度、速やかに管理責任者並びに使用場所等、管理及び取扱いに必要な事項をＪＡＸＡに報告すること。
２．利用者は、表示等が付された技術データ等をこの契約の目的以外に利用、複写又は開示しようと

する場合、または、第三者に利用させようとする場合には、ＪＡＸＡを通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合に限り、これらのために技術データ等を利用できる。ここにいう「第三者」には、第５項に規定する再委託契約者及び下請契約者は含まない。

３．ＪＡＸＡは、第１項に定める利用者の義務の履行を確認するため、報告の徴収又は立入検査等の必要な措置をとることができる。この場合、利用者はこれに協力しなければならない。

４．利用者は、この契約の期間中にＪＡＸＡから移転を受けた技術データ等については、この契約の終了後においても、前各項の規定に従い取り扱うこととする。但し、ＪＡＸＡを通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合はこの限りではない。

５．利用者は、この契約業務を第三者に再委託し若しくは下請させる場合又は第三者に本利用の有償利用サービスを提供する場合には、当該第三者との契約により、この条において利用者について規定するところと同じ内容の義務を当該第三者が遵守するよう措置しなければならない。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しをＪＡＸＡに提出し、その確認を得なければならない。当該業務に関し更に再委託又は下請（あらゆる段階の再委託又は下請を含む。）が行われる場合には、本項第１文及び第２文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講じなければならない。

６．本契約における「宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文（昭和４４年７月３１日付）」等に基づきアメリカ合衆国から輸入した技術又は機器に関する秘密保全に関する規定は、新協定に基づき受領した技術データ等については適用しない。

（特約条項の優先）

第５条　この特約条項に本契約本文と異なる定めがある場合には、特約条項の定めるところによる。

（疑義等の解決）

第６条　この特約条項に定める事項について生じた疑義については、新協定の趣旨に則り、ＪＡＸＡ及び利用者が協議の上解決する。